木造住宅耐震診断・耐震改修希望者募集

内❶耐震診断
募集戸数／30戸程度
自己負担費用／7500～9千円
❷耐震改修
募集戸数／一般・簡易・部分耐震改修　計12戸程度
助成金額／耐震改修の工事費の2分の1（一般耐震改修：最大100万円、簡易・部分耐震改修：最大60万円）
※耐震診断の結果、耐震基準に満たない住宅が対象。要事前相談。
◆❶❷ 共通
対象住宅／次の全てに該当する市内の木造住宅①所有者自らが居住②昭和56年5月31日以前に着工または建築③3階建て以下かつ400㎡未満で、在来軸組工法などにより建築※在来軸組工法とは、柱・梁・筋かいなどを組み立てて家を建てる工法です。
申込期間／7月1日～10月30日
※募集戸数に達し次第終了。
※同年度に❶耐震診断と❷耐震改修は併せて申し込みできません。
※詳しくはお問い合わせください。
問住宅政策課☎525－3757

暮らし

貯水槽水道の管理と無料点検のお知らせ

時6月1日～12月18日　内水道局では、10㎥以下の貯水槽が適切に管理されているか簡易的な検査を無料で行います。
※貯水槽水道の管理は設置者の責任です。貯水槽の大きさで点検内容が違います。
点検内容／❶水質検査（残留塩素など5項目）❷施設の点検
申電話で
問給水課☎535－1128

食品衛生法の改正に関するお知らせ

内平成30年6月13日に「食品衛生法等の一部を改正する法律」が公布され、6月1日から原則として全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理の実施が求められることになりました。改正内容について詳しくは、厚生労働省ホームページをご確認ください。
問保健所衛生課☎597－6358

悪質電話撃退装置貸し出し 無料

内悪質な電話勧誘などによるなりすまし詐欺を未然に防ぐため、65歳以上の方がいる世帯に撃退装置を貸し出します。　対65歳以上の方（固定電話を設置している方）
定40台（申込者多数の場合抽選）
申6月30日㈫までに電話か❶住所❷氏名❸年齢❹電話番号❺ファクス番号を明記の上、ファクスで
問消費生活センター
☎525－3774　FAX522－1528

国・県などからのお知らせ

犯罪や交通事故等被害相談／☎533－9600（平日の午前10時～午後4時）

性暴力等被害相談（SACRAホットライン）／☎533－3940（月・水・金曜日午前10時～午後8時。火・木曜日午前10時～午後4時）

相談
性暴力を含む犯罪や、交通事故に関する相談 無料
内事件・事故に遭われた方の相談に応じます。※秘密は厳守します。
問（公社）ふくしま被害者支援センター
【電話相談】
※祝日・年末年始を除く。

台風19号の被災家屋等調査の新規受け付け終了について

内昨年10月に発生した台風19号により被災された方の罹災証明にかかる被災家屋等調査については、令和2年6月末をもって新規受け付けを終了します。なお、証明書の発行については継続します。
問**証明書について**／危機管理室☎525－3793
調査について／資産税課☎525－3716

アスベスト含有分析調査に要する費用を助成します

対市内にある建築物に施工された、吹付けアスベストのおそれがある建材
助成金額／分析調査に要する費用（限度額25万円）
受付期間／7月1日～10月30日
※実施枠に達し次第終了。
申開発建築指導課、各支所に備え付けの申請書（市ホームページからも取得可）に必要書類を添えて開発建築指導課に持参で
問開発建築指導課☎525－3764

マイナポイント予約・申込支援窓口を設置しています

時土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時
※8月31日まで（予定）。
※状況により閉鎖する場合があります。
場市役所1階市民課特設ブース
内総務省で実施する消費活性化策「マイナポイント」の予約、申し込みの支援窓口を設置しています。支援員が窓口に設置したパソコンを使用して、設定を行う方のサポートをします。
持マイナンバーカード
問情報政策課☎525－3709

労働力調査にご協力ください

内就業・不就業の状況を調査し、景気判断や雇用対策などの基礎資料にします。調査対象世帯に調査員が伺いましたら回答をお願いします。
問県統計課☎521－7145
市情報政策課☎525－3771

図書館コーナー　6月

※📖のマークは絵本の読み聞かせ　共通 無料

施設	行事	日付	時間	対象
市立図書館 ☎531－6551 午前9時30分～午後7時 ※日曜日、祝日は午後5時30分まで。 6月の休館日／2、9、16、23、29、30日	📖どようびのおはなし会	毎週土曜日	午後2時	4歳～小学生
	📖おひざにだっこのおはなし会	第3木曜日	午前10時30分	3歳児以下と保護者
	※6月の開催はお問い合わせ下さい。			

水道局の委託業者がお宅に伺います

内水道局では次の業務を民間委託しています。ご理解とご協力をお願いします。
❶**水道メーターの検針、開閉栓、異常水量などの調査**／第一環境㈱
❷**水道メーターの取り替え、給水装置点検**／文化・温調・武藤特定業務委託共同企業体
❸**漏水調査**／㈱サンスイ
※委託業者は、水道局発行の身分証明書を携帯しています。
問❶水道総務課☎535－1117
❷給水課☎535－1128
❸配水課☎535－1122

浄化槽の適正な維持管理を！

内❶**保守点検は保守点検業者へ**／市の登録を受けた保守点検業者に委託しましょう。保守点検業者は資格証を携帯していますので、確認してください。
❷**定期的な清掃を**／市の許可を受けた清掃業者に委託し、年に一回以上清掃を実施してください。
❸**法定検査の受検**／法定検査は、保守点検・清掃とは別に毎年受検する必要があります。
問（公社）県浄化槽協会浄化槽検査委員会福島支所
☎531－1766
下水道総務課☎525－3768

新型コロナウイルスに便乗した詐欺に注意！

内市役所などの公的機関になりすまし「助成金を振り込むので口座番号と暗証番号を教えてほしい」などと不審な電話があったという相談が、全国の消費生活センターに寄せられています。怪しい電話はすぐに切り、消費生活センターにご相談ください。
問消費生活センター
☎522－5999

令和元年台風19号災害の義援金配分のお知らせ

内市見舞金・災害義援金について、配分を一度も受けていない方は、手続きをお願いします。
対令和元年10月12日にお住まいだった市内の住家（アパート・借家も含む）で市の被害認定を受けた方　持申請者（世帯主）の認印、金融機関の通帳など
問地域福祉課☎525－3760

土壌汚染対策法に基づく区域指定ならびに区域指定の解除について

土壌汚染対策法に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときに届出をしなければならない区域（形質変更時要届出区域）として、次のとおり指定します。また、併せて汚染土壌が除去されたことにより指定解除となる区域についてお知らせします。

【形質変更時要届出区域として指定する区域】
松川町字一人子 7－4の1部、7－6の1部、14－3の1部、123－3の1部
上記の土地において基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛およびその化合物

【形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域】
入江町43番地1の1部
上記の土地において基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ヒ素およびその化合物

問環境課　☎573－2557

ごみ減量大作戦～チャレンジごみ減量20%～ 生ごみの『3切り運動』で、ごみを減らそう！

家庭ごみの生ごみには、封を切らずに捨てられた「手つかず食品」や、たくさん買い過ぎて食べ切れなかった食品がたくさん入っています。また、「生ごみ」の約80%は「水分」です。
「使い切り・食べ切り・水切り」の『3切り運動』に取り組むことで、家庭から出る生ごみを減らしましょう。

使い切り
・食材を買うときに、必要なものを必要な分だけ購入する
・大根の皮を薄くむくなど、食べられる部分まで取り除かない

食べ切り
・捨てられがちな野菜の皮や芯も調理してみましょう
・料理は必要な分だけ作りましょう
・食べ切れなかった料理は、他の料理にアレンジしてみましょう

水切り
・まずは、水に濡らさない
（野菜くずは、三角コーナーやシンクには入れず、ごみ箱に捨てる）
・生ごみの80%は水分、水切りでごみを減らしましょう

問**ごみ減量推進課**　☎525－3744

P8～13のこの欄は広告です。広告の内容について詳しくは、各広告主にお問い合わせください。
広告掲載を希望される方は、㈱オリエンタル・エージェンシー☎523－3361にお問い合わせください。